

協議第 25 号

総務関係事業（協定項目 22 - 2）について

総務関係事業について、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議の調整表

協議事項	22 - 2 総務関係事業	整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>総務関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報公開については、吾妻町の例により合併時に統合する。 2. 情報公開審査会については、吾妻町の例により合併時に統合する。 3. 個人情報保護については、吾妻町の例により合併時に統合する。 4. 個人情報保護審査会については、吾妻町の例により合併時に統合する。 5. 町村長の資産等の公開については、現行のまま存続する。 6. ゴルフ会員権管理使用については、現行のまま存続する。 7. 行政相談員活動については、現行のまま存続する。 8. 自治会との連絡調整及び活動補助については、合併時に再編する。 9. 地区集会施設補助事業については、吾妻町の例により合併時に統合する。 10. 投票区及び開票区については、合併時に再編する。現行の投票区は存続させ、開票区は1とする。 11. 選挙人名簿については、合併時に再編する。 				
項目	現 況			調整内容	
1. 情報公開	東 村 該当なし	吾 妻 町 1. 実施機関 町議会を除く機関で情報公開を実施。 町の機関 町部局（水道事業含む）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会 2. 公開対象となる情報 町の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真フィルム、録音録画テープなどで、町が業務上必要なものとして、利用、保存しているもの。		【調整の区分】 吾妻町の例により合併時に統合する。	

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		<p>3 . 公開しない情報 町が保有する情報は、公開が原則であるが、公開しない情報もある。</p> <p>4 . 公表 この条例の運用状況について、毎年一般に公表する。(広報等で公表)</p>	
2 . 情報公開審査会	該当なし	<p>1 . 情報公開審査会 役割 ・実施機関の諮問に答える。 ・情報公開について意見を述べるができる。</p> <p>委員 ・5人以内 ・情報公開に関し識見を有する人</p> <p>任期 2年</p> <p>調査権限 公開可否の決定に係る公文書の提出を求め審議。この場合実施機関は、提出を拒否できない。また、何人も、当該提出のあった公文書の公開を求めることはできない。審査会の指定する方法により分類、整理した資料を作成、提出させ、審議する。不服申立人、職員その他関係者の意見、説明、資料提出を求め、又は調査できる。</p>	<p>【調整の区分】 吾妻町の例により合併時に統合する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 吾妻町の条例等を中心に調整する。</p>
3 . 個人情報保護	該当なし	<p>1 . 町が個人情報を取扱うときのルール 個人情報の収集、利用などは、必要最小限の範囲で、原則として本人から直接収集する。 思想、信条、宗教その他社会的差別の</p>	<p>【調整の区分】 合併時に統合する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 施行規則については吾妻町の例により統合する。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		<p>原因となるおそれがあると認められる事項の収集等は、原則禁止。</p> <p>収集目的を超えた利用や、外部への提供は、原則として禁止</p> <p>個人情報とは正確で最新のものとし、漏洩などの事故を防止する。</p> <p>法律に定めのある場合のほか、個人情報の取扱を行うコンピュータを市以外のものと通信回線により結合することを、原則として禁止する。</p> <p>2. 自己情報のコントロール</p> <p>自分の情報の開示を請求することができる。町が保有する個人情報は、本人に開示することが原則ですが、次のような個人情報は、開示されないことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等により開示しないことが定められているもの ・個人の評価、判定及び選考に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの。 ・開示することにより町の公正な職務執行に著しい支障が生じると認められるもの。 <p>により自分の情報をみて誤りがあるときは、訂正の請求ができる。</p> <p>自分の情報が不当に収集されていたり、不当に利用、提供されているときは、その情報の削除や中止を請求できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関は毎年、この条例の運用状況について、一般に公表する。(広報等) 	

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
4．個人情報保護審査会	該当なし	1．個人情報保護審査会 役割 ・実施機関の諮問に応じる。 ・個人情報保護に関する重要事項について、実施機関に意見を述べる。 ・その他の事項については、情報公開審査会と同じ。	【調整の区分】 吾妻町の例により合併時に統合する。
5．町村長の資産等の公開	1．目的 政治倫理の確立のための、国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成4年法律第100号)第7条の規定に基づき、東村長の資産等の公開に関し必要な事項を定めること。 2．公開 これらについて、村長に就任した際及び毎年定められた期間内に公開しなければならず、これらの調査及び公表手続きを行う。	1．目的 国会議員の政治倫理確立のため、平成4年に制定された、法律第100号第7条に基づき、町長の資産、所得等を常に公開するもの。 2．公開 これらについて、町長に就任した際及び毎年定められた期間内に公開しなければならず、これらの調査及び公表手続きを行う。	【調整の区分】 存続する。 【具体的な調整方針案】 法令・条例等に基づき調整する。
6．ゴルフ会員権管理使用	1．会員権 会員権とは株式会社伊香保ゴルフ倶楽部発行の法人会員権のうち正会員(ゴールドカード)及び週日会員(シルバーカード)をいう。 2．管理 会員権は総務課で管理する。 最近では会員権の貸し出し事例はない。 ゴルフ場年会費として105,000円 25,000×4枚(税別)	該当なし	【調整の区分】 存続する。
7．行政相談員活動	1．目的 総務省の委嘱を受けている行政相談委	1．目的 総務省の委嘱を受けている行政相談委	【調整の区分】 存続する。

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>員に、村行政の苦情等も対応してもらっている。</p> <p>2. 内容 行政相談委員 村内に1人 定例相談日 / 毎月1回 第1週目 役場1階庁議室 受付時間 9時～12時</p> <p>3. 事務手順 村行政の苦情等があれば、直ちに担当課と打合せ、対応している。</p>	<p>員に、町行政の苦情等も対応してもらっている。</p> <p>2. 内容 行政相談委員 町内に1人 定例相談日 / 毎月原則第3金曜日 福祉センター2階会議室 受付時間 10時～12時</p> <p>3. 事務手順 町行政の苦情等があれば、直ちに担当課と協議し対応している。</p>	<p>【具体的な調整方針案】 行政相談委員活動は存続。</p> <p>【調整方針の理由】 行政評価事務所は存続を要望している。</p>
8. 自治会との連絡調整及び活動補助	<p>1. 村との連絡調整会議 4月区長会議の開催 全区長(5区)参加及び村4役・全管理職との会議</p> <p>2. 広報紙等の配布及び回覧 各戸配布物及び回覧物の仕分け、梱包、区長・区長代理宅への配達 方法 職員が各毎月1日、19日に、区長・区長代理宅へ配達、その後区長・区長代理が、伍長宅へ配布</p> <p>3. 区事務委託費 総額 400,000円 基準 前年度3月31日現在の人口・世帯により 平等割20%、人口割40%、世帯割40%</p>	<p>1. 町との連絡調整会議 4月区長会議の開催 全区長(117区)区長会長(25人)参加及び町4役、町議員・全管理職との会議</p> <p>2. 広報紙等の配布及び回覧 各戸配布物及び回覧物の仕分け、梱包、区長宅への配達 方法 職員が各毎月5日、20日頃に、区長宅へ配布、その後区長が、班長宅へ配布</p> <p>3. 区事務委託費 該当なし</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 区の組織、報酬の額等について調整していく。区配布物の日程等を調整する。 活動補助については、現行の補助制度と新町全体での均衡の両面を考慮し、新たに包括的な補助制度を検討する。</p>
9. 地区集会施設補助事業	<p>1. 補助制度 決められた制度はないが、地区の要望があった場合その都度協議する。</p>	<p>1. 補助制度 補助金名 地区集会施設補助金 目的 地区集会施設の建設又は改修費の一部</p>	<p>【調整の区分】 吾妻町の例により、合併時に統合する。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		<p>を補助し、集会施設の整備改善を図る。</p> <p>集会施設 自治会等の住民自治組織が設置し、利用、管理する公民館その他の集会場で当該地区の社会生活その他集団活動のよう に供する建物。</p> <p>総経費 集会施設の建設、改修に要する費用から次の費用を控除したもの。 ・用地取得、造成費、控除すべき特定財源補助率等</p> <p>建設事業（新築、改築、増築、取得） 総経費の2割5分以内。500万円上限。 ただし、延べ床面積が300㎡を超え、かつ自治会等の戸数が200を超える場合は700万円上限。</p> <p>改修事業（改造、修理） 総経費の2割5分以内。上限100万円。 総経費が10万円未満の場合は補助無し。</p>	<p>【具体的な調整方針案】</p> <p>建設事業 補助の範囲 新築又は全面改築 補助率 1 / 2 以内 補助上限額 1千万円以内 ただし、他の補助制度のみで1千万円を超える場合はこの限りでない。</p> <p>改修事業 補助の範囲 補助率 150万円以下 35 / 100 150万円を超える金額 30 / 100 500万円を超える金額 20 / 100 補助上限 200万円。 経過措置の範囲 10年</p> <p>【調整方針の理由】 吾妻町のみ要綱がある。吾妻町の要綱を中心に調整した方が良いと思われる。</p>
10. 投票区及び開票区	投票区 4 (投票所名) (地区) 東村農村環境改善センター 五町田・奥田 箱島公民館 箱島・岡崎の内柏原 岡崎公民館 岡崎(柏原を除く) 新巻公民館 新巻	投票区 18 (投票区)(地区) 第1 原町のうち上之町他 第2 原町のうち上野他 第3 川戸、金井 第4 岩井 第5 植栗 第6 小泉 第7 泉沢	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 現行の投票区は存続させ開票区は1とする。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>開票区 1</p> <p>農業委員会委員選挙の場合も上記と同じ</p>	<p>第 8 郷原のうち唐沢他、三島のうち四戸他、厚田</p> <p>第 9 郷原のうち古谷、矢倉のうち本村、三島のうち大竹他</p> <p>第10 矢倉のうち行沢他、岩下のうち大村他、三島のうち根古屋</p> <p>第11 岩下のうち漆貝戸、松谷のうち松下、三島のうち細谷他</p> <p>第12 松谷のうち松中他、三島のうち上郷</p> <p>第13 本宿のうち宿他</p> <p>第14 大戸</p> <p>第15 萩生（西榛名を除く）</p> <p>第16 萩生のうち西榛名</p> <p>第17 須賀尾</p> <p>第18 大柏木</p> <p>開票区 1</p> <p>農業委員会委員選挙</p> <p>投票区 9 (投票区)(地区)</p> <p>第 1 原町</p> <p>第 2 川戸、金井</p> <p>第 3 岩井、植栗</p> <p>第 4 小泉、泉沢</p> <p>第 5 郷原、矢倉、三島のうち四戸他、厚田</p> <p>第 6 岩下、松谷、三島のうち根古屋他</p>	

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		第7 大戸、大柏木 第8 本宿、須賀尾 第9 萩生 開票区 1	
11. 選挙人名簿	年4回(3月、6月、9月、12月)の定時登録と、各選挙時の登録を行う	年4回(3月、6月、9月、12月)の定時登録と、各選挙時の登録を行う	【調整の区分】 合併時に再編する。